

町税条例（昭和41年清水町条例第27号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 (個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 <u>法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u></p> <p>12 (略)</p>	<p>附 則 (個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 (略)</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第10条の2第11項を同条第12項とし、同条第10項の次に1項を加える改正規定及び附則第3条の規定 公布の日
- (2) 附則第4条の規定 平成31年10月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の町税条例（次条において「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の町民税につい

て適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 町税条例等の一部を改正する条例(平成26年清水町条例第17号)の一部を次のように改正する。附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「町税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号イ(ロ)	3,900円	3,100円
第82条第2号イ(ハ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号イ(ハ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	町税条例等の一部を改正する条例(平成26年清水町条例第17号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表第2号イ(ロ)の項	第2号イ(ロ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号イ(ロ)
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号イ(ハ) aの項	第2号イ(ハ) a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号イ(ハ) a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第2号イ(ハ) bの項	第2号イ(ハ) b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて

		適用される第82条第2号イ (ハ) b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円